

2013年10月24日

<お客様各位 >

日本版出港前報告制度についてのご案内

拝啓 平素は弊社サービスをご利用頂きまして、厚く御礼申し上げます。

2014年3月より、諸外国から日本向けに船積みされるコンテナ詰貨物の積荷に関する詳細情報を、船積み港出港24時間前迄に、全ての船会社、及びNVOCC様は電子的に日本税関へ報告することが義務付けられる出港前報告制度が施行されます。

この法令に関する概要を下記の通りご案内申し上げます。

敬具

記

施行日	2014年3月10日	
対象貨物	全ての日本揚げコンテナ詰貨物	
対象外貨物	空コンテナ、Break Bulk 貨物、日本で船卸しないコンテナ貨物	
提出期限・方法	当該本船が船積み港出港24時間前迄に電子的に報告	
報告義務者	船会社	マスターB/L 情報
	NVOCC	ハウス B/L 情報
罰則	報告期限までに報告がなされなかった場合、または偽った報告をした場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます（船卸しの許可を受けようとする者が、当該許可を受けることなく積荷の船卸しをした場合も同様）	

■ **必須報告項目**

Shipping Instructions 上で既に記載されている項目に対して、下記追加情報が必要となります。

- Shipper/Consignee/Notify Party 様の名前、住所、郵便番号、電話番号
- 詳細な品名、及び6桁のHS code
- 危険品情報(IMDG code 及び UN No)

■ **事前通知**

報告しました貨物情報に対し、日本税関は内容を精査し、リスク等発見された場合、“Do Not Load”もしくは“Hold”の通知を行います。

船積み前までに上記通知が解除されるまで、船積み予定本船への船積みをお断りさせていただきます。

■ ハウス B/L 情報の報告

ハウス B/L を発行される NVOCC 様は、ハウス B/L 情報を、当該制度に従い日本税関に報告する義務がございます。

アメリカ、カナダ 24 時間ルールとは異なり、船会社がハウス B/L 情報を代理による報告は認められておりません。

■ 船積み書類 (S/I) 提出期限

貨物情報報告の完了、及びその後の日本税関からの事前通知状況を監視する為、船積み書類 (S/I) の提出期限の調整が必要となります。

各船積み地側 Hapag-Lloyd 事務所からご案内をさせていただきますので、全ての船積み書類(S/I)をその期限までにご提出願います。

更なる詳細等判明致しましたら、随時ご連絡申し上げます。

ご不明な点がございましたらカスタマーサービス、もしくは営業部までお問い合わせ下さい。

以上

Hapag-Lloyd (Japan) K.K.
as agent of Hapag-Lloyd AG

